特定非営利活動法人日本歯周病学会認定指導医制度施行細則

（趣旨）
第１条　特定非営利活動法人日本歯周病学会認定指導医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって，規則に定められている事項以外は，次の各条に従うものとする。

（研修）
第２条　規則第7条2の指導医の生涯研修単位とは，専門医制度施行細則附表3に定める研修単位の合計による。所定の研修単位は登録後5年の間で研修会出席は 60単位以上および業績発表は20単位以上とする。
２　申請する症例については、口腔内写真とエックス線写真を、デジタル化して提出しなければならない

（更新）
第３条　指導医の更新を申請しようとする者は，次の各号に示す書類に更新料の受領証のコピーを添え委員会に提出しなければならない。
（1）　指導医更新申請書
（2）　指導医生涯研修記録簿
（3）　指導医認定証の写し
２
理事会は認定失効期日の半年前から更新申請者の審議を行うことができる。更新申請者は認定失効期日の半年前から書類の提出を行うことができる。

３　更新の申請手続きは，別（日本歯周病学会の会告，学会ホームページ）に定める期間内に行う。
第４条 規則第7条または8条に関し，止むを得ない理由で更新の申請ができないと委員会が認めた場合には，その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。

（諸費用）
第５条　この制度の施行に関わる諸費用を次のように定める。
認定申請料　1万円（消費税別）
登録料　　4万円（消費税別、日本歯科専門医機構における審査料1万円＋消費税を含む）
更新料　　3万円（消費税別、専門医更新料、日本歯科専門医機構における審査料1万円＋消費税を含む）

（細則の改訂）
第６条　この細則の変更は，委員会の議を経て，理事会での承認を得るものとする。

附則
1 この細則は平成15年10月17日に改正し平成15年10月17日から施行する。
2 この細則は平成20年10月18日に改正し平成21年4月1日から施行する。
3 この細則は平成22年9月18日に改正し同日から施行する。
4 この細則は平成23年5月26日に一部改正し施行する。
5 この細則は平成25年5月30日に一部改正し施行する。
6 この細則は平成28年5月19日に一部改正し施行する。
7 この細則は平成30年5月31日に一部改正し施行する。ただしこの細則の第2条2に関しては、平成31年4月1日から施行する。
8 この細則は令和4年6月2日に一部改正し施行する。ただし，第5条に定める日本歯科専門医機構における審査料については令和5年11月1日以降の申請者より適用する。